

儲かる農業推進特区

～ 中四国一の農業王国おかやまによる農業革新 ～

大規模な農業の促進

- 企業の農業参入促進
 - ・農業生産法人の要件緩和
(農業売上高50%以上要件の撤廃)
 - ・農業生産法人への農地譲渡に係る税制優遇
(農地中間管理機構の特例事業に係る所得税減免を農地生産法人への譲渡にも適用)
 - ・中小企業信用保証制度の対象範囲の拡大
(制度の対象範囲を農業分野に拡大)
- 農地転用による生産力向上
 - ・植物工場設置に伴う農地転用手続きの緩和
(一定条件下での農地転用手続きの緩和)
 - ・太陽光発電設備設置に伴う農地転用規制の緩和
(本地に係る一時転用の更新手続きの緩和、法面・畦畔の一時転用の更新を可能とする等)
- 国際拠点港湾機能の農産物輸出への活用
 - ・輸出国基準に対応した施設の整備
(水島港に燻蒸・冷凍施設などを整備)



6次産業化の促進

(農家・小規模事業者)

- 農地転用手続きの緩和
 - ・太陽光発電設備の設置に係る農地転用
(法面・畦畔の一時転用の更新を可能とする、電気主任技師による点検義務付けの緩和、所得税の減免対象の拡大等)
 - ・農家レストラン、農家民宿設置に係る農地転用規制の緩和
(農用地区域内での設置を可能とする)
- 小規模酪農事業に係る緩和
 - ・酪農農業施設設置に係る知事承認の義務づけ緩和
(6次産業化として取り組む場合は承認等を不要とする)

儲かる農業の実現

- 企業など多様な主体による農業参入、農地等の有効活用により農業産出額が増加
- 高速道路等の交通結節点としての有利性を生かした西日本における輸出拠点化
- 「顔の見える農業」の推進による地域特産品の開発・販売の促進
- 地域の雇用創出、企業雇用による新規就農希望者の門戸拡大等による地域定住人口の増加

国家戦略特区に係る提案(規制内容等一覧)

○儲かる農業推進特区 ～中四国一の農業王国おokayamaによる農業革新～

提案項目	規制等の内容	緩和等の内容	期待できる効果
【大規模な農業の促進】			
企業の農業参入促進			
①農業生産法人の要件の緩和	農業生産法人は農業の売上高を全体の過半とするとの事業要件がある。 (農地法第2条第3項)	事業要件の撤廃又は大幅な緩和	多大な設備投資が必要となり、また農業収入が不安定となる農業の始業段階における参入障壁を取り除くことにより、多様な主体による農業参入の促進を図り、本県の目指す儲かる農業の実現につなげることができる。 併せて、今後の人口減少社会においても、雇用の確保手段として農林水産業分野が自立して成り立つ環境の整備に資するものとする。
②農業生産法人への農地譲渡に係る税制上の優遇	農業生産法人に農地を譲渡した場合の譲渡益に係る所得税の減免措置はない。(租税特別措置法第34条の2第2項第25号)	農地中間管理機構の特例事業等を利用して農地を譲渡した場合の譲渡益に係る所得税を減免する特例措置を、農業生産法人へ農地を譲渡した場合も対象とする。	
③中小企業信用保証制度の対象範囲の拡大	中小企業信用保険法において農林水産業が中小企業に位置づけられていないため、農業分野は中小企業信用保証制度の対象外となっている。 (中小企業信用保険法第2条)	中小企業信用保証制度の対象を農林水産分野に拡大し、農業生産法人が活用できるようにする。	
農地転用規制の緩和による生産力向上			
①植物工場設置に伴う農地転用手続きの緩和	農振農用地に植物工場を設置する場合で、コンクリート等で基礎工事を施工するケースにおいては、農業用施設(倉庫・農機具庫等)として農地転用許可が必要となっている。 (農地法第4条、第5条)	優良農地以外の箇所において、耕作放棄地等として景観の保全や水源涵養の面からも有益と見なすことが困難な地域などにおいては、農地転用許可を不要として、土地の有効活用が図られるよう規制の緩和をする。	植物工場での品質管理の行き届いた工程管理を行い、安全で付加価値の高い農産物を生産することで、ブランド確立が期待できる。 未利用耕作地の有効利用促進が図られ、雇用の場の確保も期待できる。
②太陽光発電設備設置に伴う農地転用規制の緩和	・太陽光発電設備に関しては、本地は一時転用の更新が可能であるが、法面や畦畔は、一時転用は可能であるが更新は認められていない。 ・出力が50kw以上の太陽光発電施設は、年2回の電気主任技術者による点検が義務づけられている。 (農地法第4条、農地法第5条)	・農地の法面や畦畔についても、本地と同様に一時転用の更新を可能とする。 ・農地(本地+法面・畦畔)に設置した太陽光発電設備については、年2回の電気主任技術者による点検規制を緩和(年1回)する。	植物工場や施設園芸等の電源として活用することで、生産コストの削減が図れる。 また、余剰分を売電することで農業経営の安定に寄与できる。
国際拠点港湾機能(水島港)の農産物輸出への活用	農産物の輸出を促進するためには、輸出相手国の認証を取得した施設整備が必要となる。	シンガポールや香港向けの米の燻蒸施設(国が相手国の認証を取得し施設を整備)を設置することなど、輸出国の国内基準に適合した燻蒸施設や処理・冷凍施設などを、国際バルク戦略港湾として整備が進む水島港に設置することにより、輸出先国に基準に合わせた輸出を円滑に行えるようにする。	県内農産物の輸出促進とともに、西日本に整備された高速道路等の交通網の結節点としての有利性を生かし、西日本における農産物の輸出拠点としての役割が期待できる。
【農家、小規模事業者による6次産業化の促進】			
①太陽光発電設備の設置に係る農地転用規制の緩和等	・太陽光発電設備に関しては、本地は一時転用の更新が可能であるが、法面や畦畔は、一時転用は可能であるが更新は認められていない。 ・出力が50kw以上の太陽光発電施設は、年2回の電気主任技術者による点検が義務づけられている。 (農地法第4条、農地法第5条) ・固定買取価格制度の認定を受けて設置した場合、固定資産税及び所得税・法人税を減免措置はあるが、対象は10kw以上に制限されている。 (地方税法第349条の3)	・農地の法面や畦畔についても、本地と同様に一時転用の更新を可能とする。 ・農地(本地+法面・畦畔)に設置した太陽光発電設備については、年2回の電気主任技術者による点検義務付けを緩和(年1回)する。 ・固定資産税及び所得税・法人税の減免対象を、農地の法面や畦畔に設置した場合に限り10kw未満まで拡大する。	法面や畦畔を有効に活用し、売電することで農業経営の安定に寄与できる。 設置に係る設置者の負担を軽減でき、設置が促進される。
②農家レストラン、農家民宿の設置に係る農地転用規制の緩和	農家レストラン・農家民宿は、農用地区域内では設置できない。 (農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号)	・農家レストラン・農家民宿を農業振興地域の整備に関する法律に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内への設置を可能とする。	安価で新鮮な農産物を食べられ、生産者との交流ができる農家レストラン・農家民宿の取組により生産物の安全性もアピールでき、地域生産物の売上に繋げられる。 また、農産加工や直売などの起業も期待できる。
③酪農事業施設設置に係る知事承認の義務付け緩和	飲用牛乳用処理施設やチーズ製造施設などの酪農事業施設を設置又は変更しようとする場合は、知事の承認又は届出が必要とされている。 (酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10条、第12条、第13条)	酪農家等が6次産業化として、小規模な牛乳乳製品の製造に取り組む場合は、知事の承認又は届出を不要とする。	生産者が、自らの高品質な生産物を原材料に、こだわりを持って付加価値の高い牛乳・乳製品を製造し、消費者に顔の見える製品として供給が可能となり、地域の酪農振興と活性化に資することができる。

岡山発！超高齢社会対応型モデル特区

高齢者にやさしい地域づくり

- シームレスでコンパクトな地域の実現
 - ・地域公共交通ネットワークの充実
(自家用有償旅客運送の要件緩和)
 - ・企業による買い物支援等の推進
(法人税等の優遇措置)
 - ・民間施設の公的活用の推進
(民間施設の改修等への適債化)
- 外国人医療・介護人材等の育成・活用
 - ・外国人の介護分野への就労の拡大
(介護分野への就労ビザの発給)
 - ・EPAに基づく候補者の資格取得機会の拡大
(現行1年の在留期間延長の拡大)
 - ・養成施設の要件緩和
(教員配置基準、外国人受入制限の緩和)

住みよい地域づくり
(高齢者に優しい=誰にも優しい)

好循環の創出

成長のための産業創出

- 先駆的な医療・介護ビジネスの促進
 - ・医療機器等の開発支援
(医療機器製造販売に係る承認期間の短縮)
- シニア向けビジネスの推進
(再掲:法人税の緩和による企業による買い物支援等の推進等)

雇用の創出

少子化対応

- 結婚促進
 - ・お節介力の養成
(公的認証等による昔ながらの仲人システムを支援)
- 子育て支援
 - ・保育所設置に係る補助対象の拡大
(対象に株式会社を追加)
- 高齢者による次世代支援
 - ・孫への資産贈与に係る非課税対象の拡大
(使途制限の拡大、対象上限年齢の引き上げ)

活力ある次世代の創造

国家戦略特区に係る提案(規制内容等一覧)

○岡山発！超高齢社会対応型モデル特区

提案項目	規制等の内容	緩和等の内容	期待できる効果
【高齢者に優しい地域づくり】			
自家用有償旅客運送の要件緩和による地域公共交通ネットワークの充実	過疎地有償運送(道路運送法) ①運送事業者等も参加する運営協議会の合意が必要(同法第79条の4第1項) ②対価設定の自由度が低い(同法施行規則第51条の15) ③利用者登録が必要(同法施行規則第51条の25) ④実施できる団体が限定列举された法人のみ(同法施行規則第48条)	国から登録事務の委譲(第4次一括法)を受けた自治体の区域内における、幹線に接続する支線や、通院、買い物など住民の日常生活を支える路線など、一定条件下で左記要件を緩和する。	住民組織による運行など共助による交通手段の活用が可能となり、きめ細かな住民ニーズに柔軟に対応した地域公共交通ネットワークが低コストで実現できる。 運転者などの雇用が創出されるとともに、コミュニティビジネスが活性化される。
法人税等の緩和による企業による買い物支援等が進んだ地域づくり	法人税・所得税の税制改正 法人………法人税 個人事業者…所得税	見守りや買い物など高齢者の生活を支援するシニアビジネスに取り組む企業や事業者に税制上の優遇を行う。	過疎地等におけるコンビニ、スーパー等による見守り、買い物支援等のシニア向けビジネスを促進することで、地域での生活に不安を持つ高齢者世帯にやさしい地域づくりが期待できる。 また、地域での雇用創出も期待できる。
民間施設の公的活用の推進	政令で定める法人等を除き、地方公共的団体に所有権のない公共施設又は公用施設の建設事業の財源に地方債は活用できない。 (地方財政法第5条)	地方公共的団体に所有権のない公共施設等の建設事業の財源に地方債の活用を認める。	商店街の空き店舗や病院等に近接する空き施設を、公立保育園、高齢者福祉施設などの公共施設等に活用することで、主要施設を核とした拠点エリアの形成が促進されるとともに、財政的な負担軽減が図られ、公共施設等の最適配置も推進される。
外国人医療介護人材等の育成・活用	①在留資格要件の緩和による外国人の介護分野への就労の拡大	外国人の就労に関する在留要件として、医療関係14職種の資格を認めているが、介護福祉士など介護関係は認められていない。(出入国管理及び人民認定法第7条第1項第2号)	介護福祉士資格取得者、介護職員初任研修等の一定のカリキュラムを修了した者(介護就業に従業しながら介護福祉士資格取得を目指す者)の在留資格を認めることにより、外国人の介護分野への就労を可能とする。
②EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の資格取得機会の拡大	看護師・介護福祉士候補者の最大在留期間と受験回数などが定められている。 在留期間 受験回数 看護師 最大3年 3回まで 介護福祉士 最大4年 1回まで ※一定条件下で1年限りの延長が可能 (各経済連携協定、H23.3.11閣議決定)	資格取得ができなかった者のうち、一定以上の成績を収めた者については1年限りの延長を認める現行制度を拡大する。(現行の1回年限りの延長等を拡大する。)	不足する医療介護人材の確保に寄与するとともに、医療介護先進国として医療介護サービスを担う人材の育成を通じた国際貢献も期待できる。 また、働きながら資格取得する機会を拡大することで、受け入れる施設等の負担軽減にもつながる。
③看護師等養成所の専任教員の必要数の基準緩和等による看護師等資格取得促進	看護師等養成所の新設や学生の定員増を行う場合、専任教員は「増員する一学年の入学定員×学年数=学生総定員」に基づき配置する。(厚生労働省指導)	専任教員数を算出する基となる学生総定員を、各学年の実際の定員の合計とし、段階的に必要数を満たせば良いこととする。	養成所に過度な負担を強いることなく、養成所の定員増がなされ、看護師等の安定確保につながる。 また、外国人留学生の受入環境の整備も容易になる。
看護師等養成所における留学生は養成所の各学年定員の10%以内(運営に関する指図書要領)	留学生の受入制限(定員の10%以内)の緩和		
【少子化対応】			
結婚促進	お節介力の養成(昔ながらの仲人システムの支援)	個人情報保護等により、昔ながらの仲人が活動しにくい状況にある。	仲人に公的認証を与える、又は民生委員のように国が任命するなど公的に位置づけ、一定の個人情報を提供することで活動を支援する。
子育て支援	保育所設置に係る補助対象の拡大	保育所整備に係る国庫補助の対象となる設置主体に株式会社を加える。	株式会社の保育所事業への参入を促すことで、利用者の多様なニーズに対応したサービス提供による待機児童や私的理由での待機児童の解消を図る。
高齢者による次世代支援	孫への資産贈与の非課税対象の拡大	祖父祖母などからの教育資金の一括贈与については、1500万円までは贈与税が非課税となっている。 (相続税法、租税特別措置法)	・教育資金のみの用途制限を結婚・出産・子育て・住まい等に幅広く拡大する。 ・非課税上限額を拡大する。 ・結婚をしている者については、非課税対象となる年齢上限(現行30歳)を引き上げる。
【成長のための産業創出】			
医療関連機器の承認期間短縮による開発支援	医療機器 医療機器の製造販売には厚生労働大臣の許可が必要。(業事法13条)	医療機器 未承認医療機器の治験前の臨床データを承認申請に活用できるようにするなど、医療機器製造販売承認期間を短縮をする。	高度な医療研究機関と自動車関連等の高度な製造技術を有する企業が集積する岡山での機器製造・開発が推進される。